

	現計画体系	体系見直し案
	第1章 計画の基本的事項 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置付け 3 基本方針 ・犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重 ・犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援 ・途切れることのない必要な支援の提供 4 計画の期間 令和4年度から令和7年度 5 意見の反映 6 進行管理 7 重点的な取組 施策の柱1 ・犯罪被害者等の相談支援体制の整備 ・市町村における支援体制の充実に向けた 取組の促進(条例の制定等への支援) 施策の柱2 犯罪被害者等の経済的負担の軽減 (見舞金等の創設及び運用) 施策の柱3 カウンセリング等の充実 施策の柱4 犯罪被害者等支援に関する県民の理解 (講演会等への県民の参加 累計2千人以上)	第1章 計画の基本的事項 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置付け 3 基本方針 ・犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重 ・犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援 ・途切れることのない必要な支援の提供 4 計画の期間 令和8年度から令和11年度 5 意見の反映 6 進行管理 7重点的な取組 → 第3章 具体的な施策の内容へ記載
	第2章 犯罪被害者等の現状 1 県内における犯罪等の状況 2 犯罪被害等に関する相談の状況 3 犯罪被害者等が置かれている状況	第2章 犯罪被害者等の現状 1 県内における犯罪等の状況 2 犯罪被害等に関する相談の状況 3 犯罪被害者等が置かれている状況
	第3章 施策推進の考え方 1 施策体系 2 推進体制	第3章 具体的な施策の内容 ○施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実 第12条、19条、20条、24条、25条、26条関係 重点的な取組 ・犯罪被害者等の相談支援体制の整備 ・市町村における支援体制の充実に向けた取組の促進 基本的施策1 相談及び情報の提供() 基本的施策2 大規模事案における支援 基本的施策3 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援 基本的施策4 人材の育成 基本的施策5 支援従事者の二次受傷に対する支援 基本的施策6 民間支援団体に対する支援 ○施策の柱2 生活再建のための経済的支援 第13条、第16条、第17条、第18条関係 重点的な取組 ・犯罪被害者等の経済的負担の軽減 基本的施策7 日常生活の支援 基本的施策8 居住の安定 基本的施策9 雇用の安定 基本的施策10 経済的負担の軽減 ○施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・被害の防止 第14条、第15条関係 重点的な取組 ・カウンセリング等の充実 基本的施策11 心身に受けた影響からの回復支援 基本的施策12 安全の確保 ○施策の柱4 生活再建のための経済的支援 第21条、第22条、第23条、第27条関係 重点的な取組 ・犯罪被害者等支援に関する県民の理解 基本的施策13 保護、捜査、公判等の過程における配慮等 基本的施策14 県民の理解の増進 基本的施策15 学校における教育の実施等 基本的施策16 個人情報の適切な管理
	第4章 具体的な施策の内容 ○施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実 基本的施策1 相談及び情報の提供(第12条) 基本的施策2 大規模事案における支援(第19条) 基本的施策3 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援(第20条) 基本的施策4 人材の育成(第24条) 基本的施策5 支援従事者の二次受傷に対する支援(第25条) 基本的施策6 民間支援団体に対する支援(第26条) ○施策の柱2 生活再建のための経済的支援 基本的施策7 日常生活の支援(第13条) 基本的施策8 居住の安定(第16条) 基本的施策9 雇用の安定(第17条) 基本的施策10 経済的負担の軽減(第18条) ○施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・被害の防止 基本的施策11 心身に受けた影響からの回復支援(第14条) 基本的施策12 安全の確保(第15条) ○施策の柱4 生活再建のための経済的支援 基本的施策13 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第21条) 基本的施策14 県民の理解の増進(第22条) 基本的施策15 学校における教育の実施等(第23条) 基本的施策16 個人情報の適切な管理(第27条)	第4章 施策推進の考え方 1 施策体系 2 推進体制
		(関係指標) ・条例の制定市町村数 ・見舞金制度がある市町村数 ・多機関ワンストップでの相談件数 ・支援調整会議の対象件数 ・ふくしま犯罪被害者支援センターの相談件数 ・刑法犯認知件数 ・重要犯罪認知件数 ・交通事故発生件数 ・性犯罪被害者に係る公費負担件数 ・SACRAふくしまの相談件数